

## 学校法人桃山学院公益通報等に関する規程

平成 20 年 10 月 7 日

常務理事会承認

最近改訂 2014(平成 26)年 10 月 1 日

### (目的)

第 1 条 本規程は、学校法人桃山学院（以下、「学院」という。）の業務に関し、法令、寄附行為および学院諸規則や諸規程に違反する行為またはそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、または生じようとしている場合において、その早期発見および是正を図るために必要な体制を整備し、もってコンプライアンス（法令等の遵守）の向上を図り、学院の健全な発展に資することを目的とする。

### (公益通報等の定義)

第 2 条 公益通報等とは、法令違反行為に関する通報および相談をいう。

### (統括者)

第 3 条 公益通報等の管理に関しては、理事長が公益通報等担当として指名する常務理事（以下、「担当理事」という。）が統括するものとする。

### (窓口)

第 4 条 学院は、公益通報等に応じるため、監査室に窓口を設置する。

### (公益通報等ができる者)

第 5 条 公益通報等を行うことができる者は、学院と雇用関係を締結している教職員のほか、学院の指揮命令下にある派遣労働者および学院と第三者との間の契約に基づいて学院においてその業務を遂行する労働者（以下、「教職員等」という。）とする。

### (公益通報等の方法)

第 6 条 公益通報等は、電子メール、書面、電話および面談の方法によって行うことができる。ただし、事実関係の調査を希望する場合は、電子メールまたは書面によらなければならない。

2 原則として、匿名による通報は、これを受け付けない。

3 公益通報等を行う教職員等は、当該通報対象事実について公益通報等と判断した合理的理由を示さなければならない。

4 公益通報等を行う教職員等は、当該通報対象事実について証拠物等がある場合は、同証拠物等を提供しなければならない。

### (禁止事項)

第 7 条 教職員等は、不正の利益を得る目的、学院または第三者に損害を与える目的その他不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

### (ハラスメントに関する公益通報等)

第8条 ハラスメントに関する公益通報等については、「桃山学院大学ハラスメントの防止と解決に関する規程」および「桃山学院中学校高等学校ハラスメント防止と解決に関する規程」に基づく対応を優先するものとする。

(公益通報等への対応)

第9条 監査室は、教職員等から公益通報等を受けた場合、担当理事に報告のうえ、当該通報者に通報を受けた旨を通知しなければならない。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(公益通報等の受理)

第10条 担当理事は、前条による報告を受けた場合、速やかに当該通報を公益通報とする旨の認否、および当該通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 監査室は、前項の担当理事決定事項を当該通報者に対し、速やかに通知しなければならない。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

3 担当理事は、公益通報等と認定した場合、その旨および内容(ただし、公益通報等を行った教職員等本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。)を、理事長に報告しなければならない。

(専門的事項)

第11条 担当理事は、公益通報等の取り扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第12条 理事長は、通報内容の事実関係の調査のため、必要に応じて各キャンパスごとに調査委員会(以下、「委員会」という。)を設置することができる。

2 委員長は、本規程第3条に定める担当理事とし、本委員会の議長を担当する。

3 委員会の委員は、次の各号に掲げるものとする。

(和泉キャンパス) 1. 副学長のうちから1名

2. 学部長のうちから1名

3. 事務部長のうちから2名

4. その他委員長が必要と認めた者

(昭和町キャンパス) 1. 高等学校教頭

2. 中学校教頭

3. 高等学校四部長のうちから1名

4. 中学高等学校事務長

5. その他委員長が必要と認めた者

(調査の実施)

第13条 委員会は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、

報告および説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 委員会は、調査対象部門の責任者および調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票および資料の提出または事実の報告および説明を求めることができる。

3 調査対象部門の責任者および調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

4 委員会は、調査の実施にあたり、調査対象者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

5 担当理事は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後は、直ちに、その結果を理事長へ報告しなければならない。

(遵守事項)

第14条 公益通報等の調査等に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

1. 教職員等および第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと。
2. 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
3. 常に公平不偏の態度を保持し、すべての事実に基づいた調査を実施すること。
4. 公益通報等を行った教職員等の個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
5. 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと。

2 公益通報等の調査等に関わる者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号および第5号に定める事項を遵守しなければならない。

3 公益通報等の調査等に関わる者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(是正措置等)

第15条 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞無く、その是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

2 監査室は、調査結果(前項の措置が講じられた場合は、当該措置内容を含む)を、公益通報等を行った教職員等に対し、通知を行わなければならない。ただし、当該教職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益扱いの禁止)

第16条 学院は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

2 教職員等は、他の教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、不利益な取り扱いを行ってはならない。

(所管)

第17条 この規程に関する担当所管は、監査室とする。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、常務理事会において行う。

付 則

この規程は、2008 年(平成 20 年)10 月 7 日から施行する。

この規程は、2014 年(平成 26 年)10 月 1 日から改訂施行する